

質疑回答書

令和元年7月11日

契約番号 2019000545

件名 伊賀基幹系システム端末機器等賃貸借

質 疑	回 答
1. 既存機器の使用期間を教えてください。	1. 5年です。
2. 今回調達する機器は、60ヶ月の賃貸借期間終了後に新しい機器に更新する見込みと考えてよろしいでしょうか。	2. 現時点では未定です。
3. 賃貸借契約（60ヶ月）終了後、仮に契約を延長するとなった場合に月額賃貸借料は、同額のまま延長することは可能でしょうか。	3. 現時点では未定です。
4. 賃貸借物件に賃貸人が用意するラベルを貼付することは可能でしょうか。	4. 可能です。
5. 賃貸借契約終了に伴い賃借人が物件を返却する場合、賃借人は原状回復義務を負うという認識でよろしいでしょうか。	5. 通常の損耗を除き、その通りです。
6. 機器納入業者の都合により、仕様書の賃貸借開始日までに物件が納入できなかった場合、落札者は責任を負わないということよろしいでしょうか。	6. 機器納入業者の責任とします。

※この回答に対する質問は受付できません。